

子どもの居場所づくりセミナー@皆野町 開催

子どもの居場所ってなに？

「家でも学校でもなく、子どもたちが自分の居場所と思えるような場所」をコンセプトに、地域のかたが中心となって提供する食事や学習、遊びの場です。

内 容

- 基調講演～埼玉県内の子供の居場所づくりについて～ 県少子政策課
- 事例発表～近隣の事例を聞いてみよう～
 - ・ふかや子ども食堂まめっこ 田中 一永 氏
 - ・コミュニティースペースさくらんぼ 木土 友里 氏
 - ・多世代交流カフェ ゆいっこ 蒼田 昭子 氏
- クロストーク～対話から見出そう～
活動中のかたとの会話から、自分にできること、やりたいことを見つけてみましょう

問合せ 健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288

今、子ども食堂・学習支援・プレーパークなどの居場所を作る動きが広がっています。

興味があるけど、難しそう、大変そうだなと思っているかた、ぜひ参加してみてください。居場所づくりに決まったカタチはありません。地域のかた、学生、どなたでも大歓迎です。

事例発表や雑談を通じて、「子どもたちのためにできること」をいつしょに見つけてみませんか？

期 日 7月30日(日)
時 間 午後2時～4時
場 所 文化会館
申込み 埼玉県子供の居場所づくり推進事業事務局



申込フォーム

蚊を介する感染症の予防対策

これから蚊が発生する季節を迎えます。

病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊が媒介する感染症にからないためには、一人ひとりが蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をすることが重要です。

○屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫除け剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

○蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶にたまつ雨水など、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりを無くすように心がけましょう。

※これらの対策は10月下旬頃までを目安に行いましょう。

問合せ 健康こども課(⑥番窓口) ☎62-1288

福祉3医療 ～医療費が高額になったときは～

福祉3医療【(1)こども医療、(2)ひとり親家庭等医療、(3)重度心身障害者医療】について、現物給付^{*1}の限度額^{*2}を超えた場合は、その医療費を窓口で一度負担していただく必要があります。受診後、医療費を町へ申請する前に、ご加入の健康保険組合などへ高額療養費を照会してください。その結果が届きましたら、以下の書類をお持ちのうえ医療費を申請してください。

※1 現物給付…窓口で支払いがないこと

※2 限 度 額…1つの保険医療機関などで、

1か月の医療費合計が21,000円未満

限度額を超えた場合に必要な書類

- ・受給資格証または受給者証
- ・受診したかたの保険証
- ・領収書の写し
- ・高額療養費の有無が分かる書類など

問合せ (1)(2)健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288
(3)福祉課(④番窓口) ☎62-1233